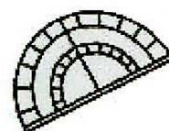
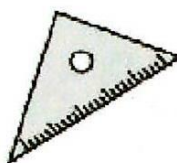
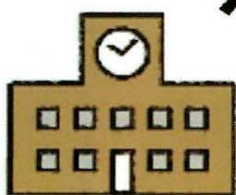
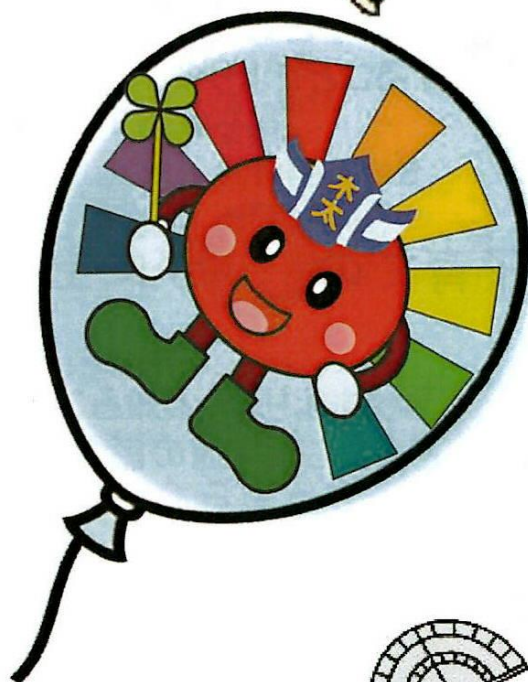
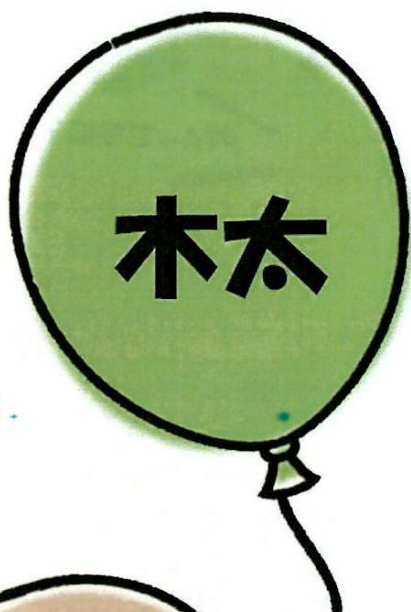




時間割表						
	月	火	水	木	金	土
1						
2						
3						
4						
5						
6						



PTA活動のご案内





木太北部小学校の

P T A 紹 介



PTAってなに??

すべては子どもたちの笑顔のため

保護者が学校と関わることで先生との連携が強化される!

学校に預けておけば何も心配いらないと言い切るのは難しいものです。よりよい学校づくりは、何よりも子どもたちのためになります。

学校の**質**が向上する

他の子どもたちや保護者と接することでより多角的な接点を得られる!

孤独になりがちな【子育て】は、他の保護者や子どもたちや先生から得られるものは、時に心強い指針になり、健全な子育てにつながります。

子育ての**質**が向上する

学校をより詳しく知ること子どもたちと共通の話題が増える!

小学時代は長いようで実はあっという間。気が付くと子どもたちとの距離ができたり。。。PTAで学校と関わることで、子どもたちとの会話も増えてくるかも?

子どもたちとの接点が増える

必然的に地域のつながりを強化でき、地域連携が活発になる!

活発な地域活動は、治安維持にもつながります。顔の見える安心感のある地域づくりで、子どもたちも保護者も伸び伸びと住みやすいまちに。

住みやすい地域になる



【じきるじきるを・じきるじきりに・じきるじきりから】

活動紹介

どんなとこしてるの??

子どもたちのために！増やそう！笑顔の花！

学年委員会

校内と地域からベルマークやインクカートリッジを集めて集計します。木太北部コミュニティセンターやマルヨシセンター木太店に回収箱設置しています！集まったベルマークの収益金で、一輪車やサッカーボールなど子どもたちに喜んでもらえる遊具を購入しています。また、購入金の一部は災害地等に寄付されています。



青色パトロールカー

一度は見たことありませんか？地域の方や育成会の方も乗車していますが、実はPTAの本部役員も年に6回乗車しており、防犯のために木太地区を巡回しています😊



体育員委員会

運動会運営のお手伝い

- ・PTAがテントを設営
- ・自転車置場の整理
- ・受付と感染対策



広報委員会

子どもたちの日々の活動や行事、先生方の紹介など皆さんに楽しんでいただける広報誌作りに取り組んでいます。

はばたき

- ・先生紹介
- ・運動会
- ・各学年校外学習



祭

- ・あまから水祭り(ヨーヨー釣り)
- ・ふれあいフェスティバル
- ・木太地区文化祭
- ・もちつき



安全委員会

旗当番表の作成と配布

子どもたちが安心・安全に登校できるように旗当番の運営をしています。また、地域の方のご協力をもらいながらあいさつ運動にも参加しています。



Q&A

PTAって大変そう…
どんな事するんだろう…
わたしたちにもできるかな？



その疑問にお答えします！！

Q PTAには入っても入らなくてもいいの？

PTAはあくまでも任意の団体ですので、入退会は自由です。私たちの子どもたちが通う学校から、子どもたちにより良い環境で過ごしてもらいたいのは保護者共通の願いです。

だからこそ、ひとりひとりの力を合わせて、**子どもたちの笑顔のために一緒に活動しましょう。**

Q PTAってどういう意味なの？

- ・ Parent (保護者)
- ・ Teacher (先生)
- ・ Association (集まり)

保護者と先生によって一緒に学び交流しながら、子どもたちのためにできることを考え活動する**任意団体**です。

Q PTAがなくなると・・・？

PTAで補ってきた学校や地域への協力がなくなったら…

- ・ 子どもたちの活動に支障がでるかもしれません。
- ・ 登下校時の見守りや行事のお手伝いをお願いできなくなるかも。
- ・ 子どもたちが楽しみにしているPTA行事ができなくなるかも。
- ・ 先生方の負担が増えて、子どもたちと向き合う時間が減ってしまうかも。

Q 私たちにもできるかな？

子どもたちは、家庭で育て、学校で鍛え、地域でみがこう。

PTA活動は成人教育の場です。未来の大人となる子どもたちに人と人が助け合う姿を見せ、お手本となる場にしませんか。

できることをできるときにできることから

PTAは任意団体です。すべては子どもたちに還る活動を目的としています。皆さまの善意が木太北部小学校全体をよくします。

子どもたちにより良い学校生活を送ってもらうために、一緒に楽しくしましょう。



その他、ご質問等ございましたら、遠慮なくPTA本部までお問合せください。

みなさまのご参加
お待ちしております！



高松市立木太北部小学校PTA規約

第1章 総 則

- 第 1 条 (名 称) この会は、「高松市立木太北部小学校PTA」という。
- 第 2 条 (事 務 局) この会の事務局を、高松市立木太北部小学校内に置く。
- 第 3 条 (目 的) この会は、会員の緊密な連携協力により、児童の健全な成長と発達を図るとともに、会員相互の研修と親睦に努める。
- 第 4 条 (事 業) この会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。
(1) 家庭・学校・地域社会の緊密な連携のもと、児童の健全な成長と校外指導にあたる。
(2) 学校の教育環境を充実、向上させる。
(3) 会員相互が、教育について感心と理解を深めるため、研究・調査・講演会を開く。
(4) 会員相互の親睦と教養を深める。
(5) その他、必要と認める活動。
- 第 5 条 (会 員) この会は、次の会員によって組織する。
(1) 正会員・・・本校児童の保護者、および本校勤務の教職員。
(2) 賛助会員・・・正会員以外の者で、本会の趣旨に賛同し、理事会の推薦する篤志家。

第2章 役 員

- 第 6 条 (本部役員) この会は、次の本部役員を置く。
会長 1名、副会長 若干名、監査 2名、幹事 若干名(会計、書記)
- 第 7 条 (本部役員を選出) 本部役員の資格は次の通りとする。
(1) 会長・副会長・監査は、総会で正会員の中から選出する。ただし、副会長1名は校長があたる。
(2) 幹事は、正会員の中から会長が、委嘱する。ただし、教頭を含む。
- 第 8 条 (理 事) この会は、理事を若干名置く。
- 第 9 条 (理事の選出) 理事は、次の代表をもって構成する。
(1) 各専門委員会より正・副委員長。
(2) 本部役員。
- 第 10 条 (評 議 員) この会は、評議員を若干名置く。
- 第 11 条 (評議員の選出) 評議員は、次の代表をもって構成する。
(1) 専門委員
(2) 本部役員
(3) 本校教職員
- 第 12 条 (役員任期) 本部役員・理事・評議員の任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。補充された本部役員・理事・評議員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、役員は、後任者が就任するまで、その任務を行う。
- 第 13 条 (顧 問) この会は、理事会に推薦により、顧問を置くことができる。

第3章 組織と運営

- 第 14 条 (機 関) この会は、次の機関をもつ。
(1) 総会
(2) 評議員会
(3) 本部役員会
(4) 理事会
- 第 15 条 (総 会) 総会は、この会の最高決議機関であり、毎年1回5月末までに開き、出席者の過半数の同意を得て決する。なお、可否同数のときは、議長が、決する。また会長が必要と認めるときは、臨時に開くことができる。

- 第 16 条
(総会の決議) 総会の決議事項は、次の通りとする。
(1) この会の規約改廃に関する事。
(2) 本部役員の選出・承認に関する事。
(3) 予算の決議、および決算の承認に関する事。
(4) 事業報告、および事業計画の承認に関する事。
(5) その他、この会の目的達成に必要な事項に関する事。
- 第 17 条
(評議員会) 評議員会は、総会に次ぐ決議機関であり、本部役員・理事・評議員をもって構成し、会長が必要に応じて招集する。
評議員会は、次の事項を審議・決定する。
(1) 総会において承認された事業計画に基づく専門委員会活動についての審議。
(2) その他、会務運営上、必要と認めた事項。
- 第 18 条
(本部役員会) 本部役員会は、会務の執行機関で本部役員をもって構成し、会長が必要に応じて招集する。
本部役員会は、次の事項の企画・運営にあたる。
(1) 総会に提出する議案の審議ならびに総会・評議員会等において議決された事項の運営・執行。
(2) 各機関の連絡調整。
(3) その他、会務運営上、必要と認めた事項。
- 第 19 条
(理事会) 理事会は、本部役員会に次ぐ、執行機関であり、本部役員・理事をもって構成し、次の事項を審議・決定する。
(1) 主要行事の計画・運営。
(2) その他、会務運営上、必要と認めた事項。
- 第 20 条
(専門委員会)
(特別委員会) この会を運営するにあたり、本部役員会は、専門委員会、および特別委員会を置くことができる。
(1) 専門委員会は、本会の目的達成のため、本部役員会指導のもと協力して活動・推進にあたる。
(2) 特別委員会は、本部役員の諮問に応じ、研究・調査・活動を行う。
- 第 21 条
(本部役員の任務) 本部役員の任務は、次の通りとする。
(1) 会長はこの会を代表し、会務を総括する。
(2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
(3) 幹事は、会長と副会長を補佐して会の運営にあたる。
- 第 22 条
(監査の任務) 監査は、この会の経理、および会務執行の状況を監査し、その結果を総会に報告する。
- 第 23 条
(理事の任務) 理事は、第4条の事業遂行のため、計画を立て、理事会で審議・決定する。
- 第 24 条
(評議員の任務) 評議員は、評議員会に上程された議案を審議・決定する。
- 第 25 条 顧問は、会長の諮問に応じる。

第4章 会 計

- 第 26 条
(会計・会費) この会の経費は、会費およびその他の収入で、これにあてる。会費は総会で決まる。
この会の会費は、第5条の会員が負担する。
- 第 27 条
(会計年度) この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第5章 雑 則

- 第 28 条
(雑 則) この会の運営に必要な細則は、会則に反しない限りにおいて、評議員会の議決を経て、制定することができる。

この規約は、平成2年5月1日より実施する。
平成 4年 4月25日 第11条一部改正
平成11年 4月22日 第9条、第20条一部改正
平成14年 4月26日 第6条一部改正
平成15年 4月28日 第6条一部改正
平成16年 4月28日 第11条一部改正
平成24年 4月27日 第11条、第17条、第18条一部改正
令和 4年 4月30日 第11条一部改正

PTA専門委員会細則

高松市立木太北部小学校

- 第 1 条 規約第20条により、次の専門委員会を置く。
- (1) 学年委員会
 - (2) 安全委員会
 - (3) 活動委員会
- 第 2 条 各委員会の事業は、次の通りとする。
- (1) 学年委員会
 - ① 学年団PTA活動の推進
 - ② ベルマークの集計
 - ③ 講演会・研修会等の推進
 - ④ その他、必要事項
 - (2) 安全委員会
 - ① 立哨当番(旗当番)の運営
 - ② 児童への校内外のパトロール
 - ③ 通学指導および交通安全施設に対する関係機関への要望
 - ④ 講演会・研修会等の推進
 - ⑤ その他、必要事項
 - (3) 活動委員会
 - ① PTA新聞の発行等、教育広報活動
 - ② ファミリー読書感想文事業の推進
 - ③ 人権・同和教育の推進
 - ④ 会員の体育行事の推進
 - ⑤ 運動会・中学校区ブロック体育行事への協力参加
 - ⑥ 児童の健康・安全に関する協議・推進
 - ⑦ 講演会・研修会等の推進
 - ⑧ その他、必要事項
- 付 則 平成11年 4月22日制定
平成13年 4月21日制定
平成16年 4月28日制定
平成24年 4月27日制定
平成28年 4月23日制定
令和 4年 4月30日制定
令和 5年 1月23日制定

PTA表彰規定

- 第 1 条 この規定は、本校PTA発展に特に貢献したものを表彰し、もって、PTAの振興に寄与することを目的とする。
- 第 2 条 表彰は、次の条件を該当する者につき、役員会の承認を得て、総会において、会長が行う。
- (1) 本部役員・専門委員会委員長として、本校PTAの発展に尽力した者。
 - (2) 会員で、特に表彰すべきと認められた者は、その事由を付して、役員会に推薦できる。
 - (3) 表彰は、表彰状を贈って行う。ただし、必要があるときは、これに副賞を添える。
 - (4) 会長は、必要があるときは、役員会の承認を得て、特に、感謝状を贈呈することができる。
- 付 則 平成 2年 5月 1日制定

高松市立木太北部小学校PTA個人情報取扱規則

(目的)

第1条 高松市立木太北部小学校PTA（以下、「本会」という。）が保有する個人情報の適正な取り扱いと活動の円滑な運営を図るため、PTA役員名簿及びその他の個人情報データベース（以下、単に「個人情報データベース」という。）の取扱いについて定めるものとする。

(管理者)

第2条 本会における個人情報データベースの管理者は、PTA会長とする。

(取扱者)

第3条 本会における個人情報データベースの取扱者は、PTA役員とする。

(秘密保持義務)

第4条 個人情報データベースの管理者・取扱者は、職務上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(収集方法)

第5条 本会は、個人情報を収集するときは、あらかじめその個人情報の利用目的を決め、本人に明示する。

(利用)

第6条 取得した個人情報は、次の目的のために利用する。

- (1) 会費集金、文書の送付
- (2) 会員名簿の作成（委員会活動・評議員選出・立哨当番等 PTA 活動等）
- (3) 必要に応じ（校区内移動等）、保護者の許可を得て、育成会との連携を図る場合に使用する。

(利用目的による制限)

第7条 本会は、あらかじめ本人の同意を得ないで、必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

(管理)

第8条 個人情報は管理者又は取扱者が保管するものとし、適正に管理する。

2 不要となった個人情報は管理者立会いのもとで、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

(保管及び持ち出し等)

第9条 個人情報データベース、個人データを取り扱う電子機器等については、ウィルス対策ソフトを入れるなど適切な状態で保管することとする。また、持ち出す場合は、電子メールでの送付も含め、ファイルにパスワードをかけるなど適切に行うこととする。

(第三者提供の制限)

第10条 個人情報は次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。

- (1) 法令に基づく場合

- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合
- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全育成の推進に必要な場合
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

(漏えい時等の対応)

第 11 条 個人情報データベースを漏えい等（紛失含む）したおそれがあることを把握した場合は、直ちに管理者に報告する。

2 管理者は、本人への影響等を考慮してその影響を最小限とするための措置を速やかに講じる。

(改正)

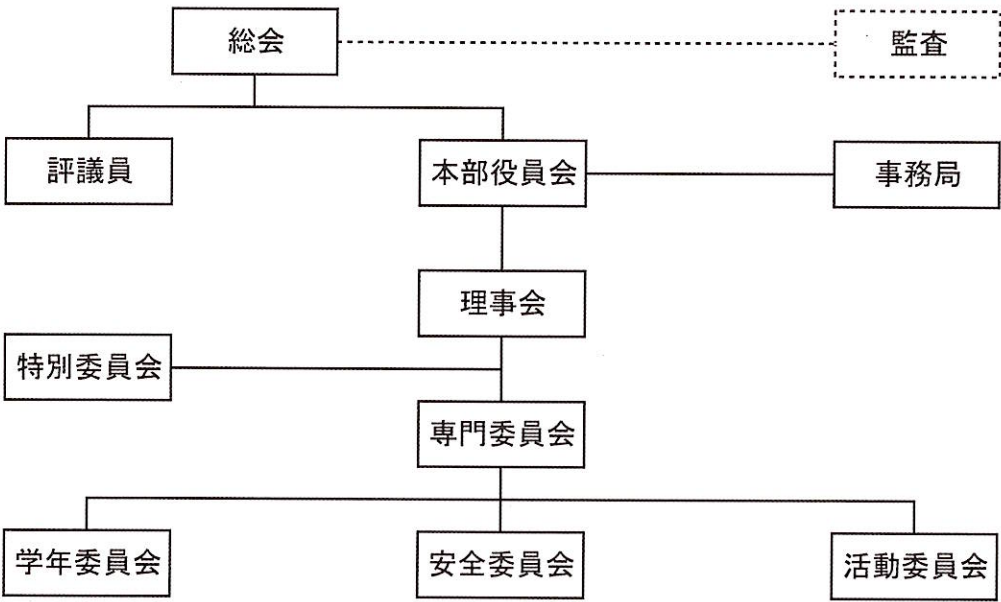
第 12 条 本規則は、総会において改正する。

附則

本規則は、平成 30 年 4 月 28 日より施行する。

令和 4 年 4 月 30 日 第 6 条一部改正

高松市立木太北部小学校PTA組織図



高松市立木太北部小学校PTA組織構成図

